

議案第 1 号

西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）について

1 変更の趣旨

平成 4 年 1 2 月 4 日付け碧南市告示第 3 5 号にて生産緑地地区を指定して以降、公共施設の設置、買取り申出等により生産緑地地区の位置及び形状の変更を行ってきた。

今回は、平成 3 1 年 1 月から令和元年 1 2 月までに買取り申出がなされ、平成 3 1 年 4 月から令和 2 年 3 月までに生産緑地地区内における行為制限が解除された箇所、面積要件を満たさなくなった箇所及び団地が分断した箇所について指定区域の変更を行う。

2 変更内容

区 分	変更後	変更前
生産緑地地区の面積	4 1 . 5 ha (4 1 4 , 7 7 5 m ²)	4 2 . 3 ha (4 2 3 , 0 0 1 m ²)

3 変更箇所（別図参照）

番号	所 在 地	変更の理由	団地番号	減少面積 (m ²)
(1)	西山町 4 - 3 3、3 4	買取申出（故障）	5 - 1 5	1, 3 3 2
(2)	神有町 2 - 6	買取申出（故障）	1 1 - 6	1, 2 7 9
(3)	鴻島町 2 - 2、3、3 7、 3 8	買取申出（故障）	1 6 - 1 2	2, 4 5 9
	鴻島町 2 - 4、6	団地の分断により新たに団地番号を付番	1 6 - 1 3	—
(4)	雨池町 1 - 1 5	買取申出（故障）	2 6 - 4	2, 0 2 8
(5)	照光町 3 - 2 7、2 8	買取申出（故障）	3 1 - 1 0	6 2 8
	照光町 3 - 2 6	面積要件不足		2 8
(6)	池下町 3 - 1 0、2 2	買取申出（故障）	3 1 - 1 9	4 7 2
			合計	8, 2 2 6

4 今後の予定

(1) 知事協議

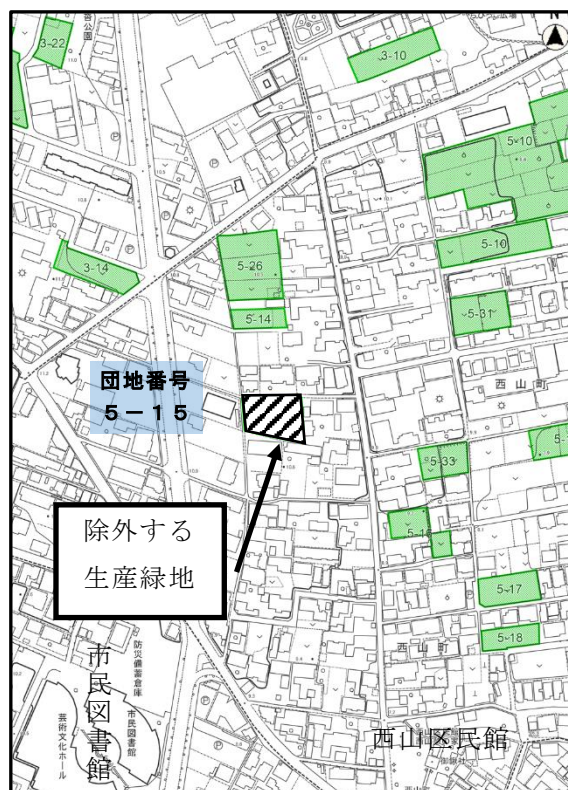
令和 2 年 1 1 月（予定）

(2) 効力の発生日

変更告示 令和 2 年 1 2 月（予定）

変更箇所（別図）

(1) 西山町 4－3 3、3 4（故障）

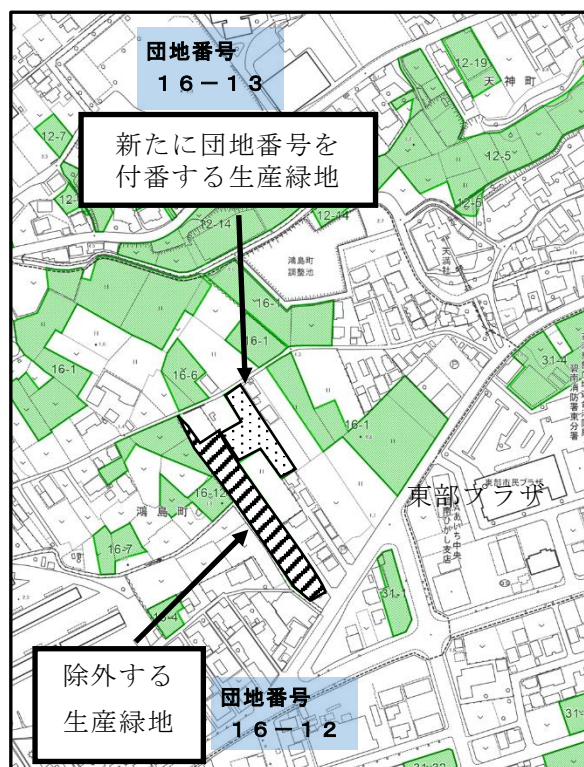


(2) 神有町 2－6（故障）



(3) 鴻島町 2－2、3、3 7、3 8（故障）

鴻島町 2－4、6（団地番号を付番）

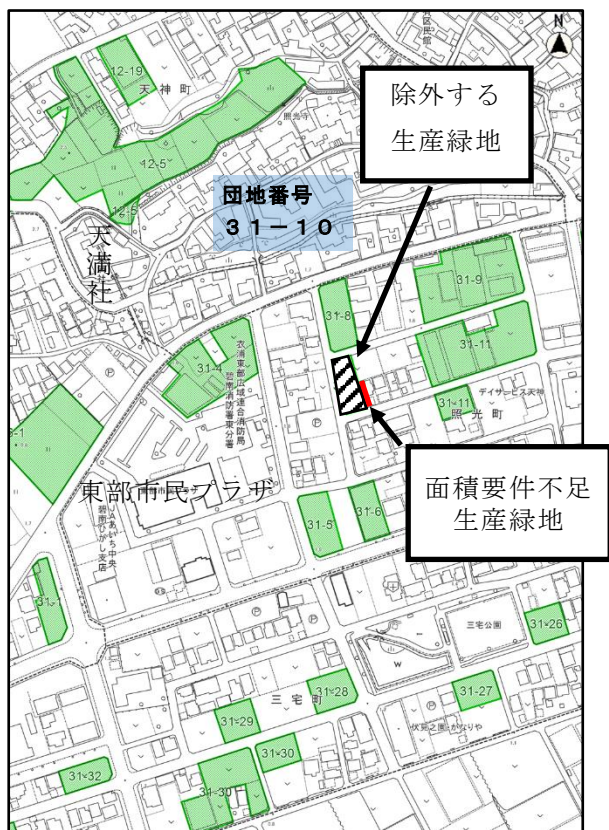


(4) 雨池町 1－1 5（故障）



(5) 照光町 3-27、28 (故障)

照光町 3-26 (面積要件不足)



(6) 池下町 3-10、22 (故障)

